

議案第84号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月27日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中79の項を80の項とし、76の項から78の項までを1項ずつ繰り下げ、同表75の項中「74の項」を「75の項」に改め、同項を同表76の項とし、同表74の項を同表75の項とし、同表73の項中「69の項又は70の項」を「70の項又は71の項」に改め、同項を同表74の項とし、同表72の項中「73の項」を「74の項」に、「69の項又は70の項」を「70の項又は71の項」に改め、同項を同表73の項とし、同表71の項中「69の項又は70の項」を「70の項又は71の項」に改め、同項を同表72の項とし、同表70の項中「69の項及び71の項」を「70の項及び72の項」に改め、同項を同表71の項とし、同表69の項を同表70の項とし、同表68の項中「64の項又は65の項」を「65の項又は66の項」に改め、同項を同表69の項とし、同表67の項中「68の項」を「69の項」に、「64の項又は65の項」を「65の項又は66の項」に改め、同項を同表68の項とし、同表66の項中「64の項又は65の項」を「65の項又は66の項」に改め、同項を同表67の項とし、同表65の項中「64の項及び66の項」を「65の項及び67の項」に改め、同項を同表66の項とし、同表64の項中「65の項」を「66の項」に改め、同項を同表65の項とし、同表中63の項を64の項とし、62の項を63の項とし、同表61の項中「56の項、57の項又は58の項」を「57の項、58の項又は59の項」に改め、同項を同表62の項とし、同表60の項中「61の項」を「62の項」に、「56の項、57の項又は58の項」を「57の項、58の項又は59の項」に改め、同項を同表61の項とし、同表59の項中「56の項、57の項又は58の項」を「57の項、58の項又は59の項」に改め、同項を同表60の項とし、同表58の項中「56の項、57の項及び59の項」を「57の項、58の項及び60の項」に改め、同項を同表59の項とし、同表中57の項を58の項とし、45の項から56の項までを1項ずつ繰り下げ、44の項の次に次の1項を加える。

45	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
----	--------------------------------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。